（様式14）

|  |
| --- |
| 支払賃金に関する提案書 |

本案件の履行場所における従事者（予定者を含む。）に対する履行期間中の支払賃金（時間額）は、

Ａ　大阪府の最低賃金額（時間額）の　１．3倍以上　にします。

B　大阪府の最低賃金額（時間額）の　１．2倍以上　にします。

C　大阪府の最低賃金額（時間額）の　１．1倍以上　にします。

D　上記A～Cのいずれにも該当しません。

【注】大阪府の最低賃金額（時間額）とは、履行期間中に改正された場合においては改正後の大

阪府の最低賃金額（時間額）を言います。

上記支払賃金（時間額）には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当等は含まれません。

**（記入上の注意）**

1. **A～Dまでの該当するものいずれか１つに〇を付けてください。**
2. **評価の対象者は本案件の履行場所における従事者及び予定者、並びに対象基準日までに新規雇用する就職困難者等です。**